

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百八十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）を「、建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「機関省令」という。）」に改める。

第二条第一項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）をちよう付しなければならぬ。

第四条第一項中「木造建築士免許証」の下に「（以下「免許証」という。）」を加える。
第五条第二号中「本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）」を削り、同条第四号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二第二号及び第三号に定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第六条第一項中「登録事項変更届に、免許証及び」を「登録事項変更届出書に」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に、「届出者」を「申請者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証用写真をちよう付した別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

第九条の見出しを「（免許証の再交付）」に改め、同条第一項中「免許証を破り」を「免許証等を破り」に、「直ちに」を「、遅滞なく」に、「その免許証」を「その免許証等」に、

「別記様式第四号により、免許証の再交付を申請」を「免許証用写真をちよう付した別記様式第四号による免許証再交付申請書を知事に提出」に改め、同条第二項中「免許証を失った者が前項の規定によつて」を「二級建築士又は木造建築士は、第一項の規定により」に、「失つた免許証」を「失つた免許証等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に免許証を再交付する。

第十条第三項中「及び届出者と当該建築士との続き柄を証する書類」を「届出者と当該建築士との続き柄を証する書類及び免許証等」に、「及び届出者が当該建築士の成年後見人又は保佐人であることを証する書類」を「届出者が当該建築士の成年後見人又は保佐人であることを証する書類及び免許証等を、同項第三号の規定による届出書には免許証等」に改め、同条第四項中「免許証」を「免許証等」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改める。

第十二条第二項中「規定によつて」を「規定により」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改め、同条の次に次の十三条を加える。

（名簿の閲覧）

第十三条の二 知事は、法第六条第二項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、名簿閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

（指定の申請）

第十三条の三 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者（次項第八号において「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類
(名称等の変更の届出)

第十三条の四 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者(以下「広島県指定登録機関」という。)は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならぬ。

一 変更後の広島県指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第十三条の五 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請等)

第十三条の六 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて知事に提出しなければならない。

2 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請等)

第十三条の七 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録状況の報告)

第十三条の八 広島県指定登録機関は、県の会計年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該四半期における各月ごとの二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 広島県指定登録機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第十三条の九 広島県指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと料料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士又は木造建築士等に係る登録事項

二 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第十三条の十 広島県指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(広島県指定登録機関への書類の交付)

第十三条の十一 知事は、広島県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、広島県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- 一 法第五条の二、法第八条の二又は第十条第一項の規定による届出 当該届出に係る事項
- 二 機関省令第四十条第四項又は機関省令第四十三条第四項の規定による報告書等の送付 機関省令第四十条第二項第二号イ又は機関省令第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項
- 三 第二十四条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第十三条の十二 知事は、広島県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を広島県指定登録機関に通知するものとする。

- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- 三 処分内容及び処分を行った年月日

(公示)

第十三条の十三 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定による公示は、広島県報で告示することによつて行う。

(規定の適用)

第十三条の十四 広島県指定登録機関が法第十条の二十第一項の規定により二級建築士等登録事務を行う場合における第二条第一項、第四条、第六条、第九条、第十二条及び第十三条の二の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項を除く。)中「知事」とあるのは「広島県指定登録機関」と、第二条第一項中「別記様式第一号による免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と、「知事」とあるのは「広島県指定登録機関(第十三条の四に規定する広島県指定登録機関をいう。以下同じ)。」

「と、第四条第一項中「別記様式第二号による二級建築士免許証又は別記様式第二号の二による木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「別記様式第二号の三による登録事項変更届出書」とあるのは「登録事項変更届出書」と、同条第二項中「免許証又は」とあるのは「二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は」と、「別記様式第二号の四による免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、同条第三項、第九条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第一項中「別記様式第四号による免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第十二条第一項中「免許を取り消した場合又は第十条第一項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十三条の十一の規定により第十条第一項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第十三条の第二項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」とする。

第十四条第一項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第五項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第十五条第一項中「試験事務」を「法第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務（以下「試験事務」という。）」に改め、同項第一号中「学校を卒業したことを証する書類」を「学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）」に改め、同項第二号中「縦五・五センチメートル横四センチメートル」を「縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートル」に改める。

第十七条第二号中「試験地」を「試験を実施した場所の所在地」に改め、同条第四号中「処分」を「措置」に改める。

第十八条第一項中「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六第二項」に改め、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

第十九条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第二十条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又はロ」を「第十条の五第二項第四

号イ又はロ」に改める。

第二十一条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第二十三条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

一 広島県指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第二十五条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（公示）

第二十六条 法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定による公示は、広島県報で告示することによつて行う。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（建築士事務所登録簿等の閲覧）

第二十九条 知事は、法第二十三条の九の規定により同条各号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所（次項において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示しなければならない。

（規定の適用）

第三十条 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者が同項の規定により同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「書類」とあるのは「書類（法第二十三条の三第一項に規定する登録簿及び法第二十六条の三第一項に規定する国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

別記様式第一号から別記様式第二号の三までを次のように改める。

二級 建築士 免許 申請 書
木 造

〔広島県収入証紙〕
ちよう付欄
消印しないでく
ださい。〕

(記入注意) 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にシ印を付けてください。外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

私は、二級 建築士の免許を受けたいので戸籍謄本 (抄本) を添えて申請します。
木造

私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

平成 年 月 日

広島県知事 様

氏名..... 印
(署名)

ふりがな	生年日	年月日	写真 縦4.5cm, 横3.5cmの 写真の裏面に氏名及び 撮影年月日を記入 してのりではり付け てください。 2 ちよう付した写真 は免許証に転写され ます。
氏名	性別	年月日	
本籍地の都道府県名		男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒		

試験	二級 建築士に合格した時期 木造	昭和 平成	年 月 日	合格証書 番号	第 号
	合格証書日付	昭和 平成	年 月 日		

欠格	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>	年 月 日
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	年 月 日
	あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日		年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金 の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	年 月 日
	あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日		年 月 日
	4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築 士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	年 月 日
	あるときは、その日		年 月 日
事由	5 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停 止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二 級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>	年 月 日から 年 月 日まで

※審査	※經由記載欄	責任者 (職氏名)	印
※登録番号	※登録年月日	平成 年 月 日	※受付番号

注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 2 号の 3 (第 6 条関係)

二級 建築士登録事項変更届出書
木造

私は、次のとおり登録事項に変更がありましたので、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えて届け出ます。

平成 年 月 日

届出者 (住所)

氏 名

印

広島県知事 様

ふりがな氏名	生年月日	年 月 日	性別	男・女
二級 建築士 木造 登録番号	第 号	登録年月日		
登録事項	変更前			
	変更後			
	変更理由			
変更年月日				
項				

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第二号の三の次に次の一様式を加える。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第9条関係)

二級 建築士免許証再交付申請書 木造		〔広島県収入証紙ちょう 付欄〕 〔消印しないでください。〕	
私は、次の理由により		免許証又は 破り 汚し ましたので、免許証の再交付を申請します。	
平成 年 月 日		氏 名 印	
広島県知事 様			
ふりがな			写真 1 縦4.5cm, 横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりではり付けてください。 2 ちよう付した写真は免許証に転写されます。
生年月日	年 月 日	性別 男・女	
現住所	〒		
二級 建築士 木造 登録番号	第 号	登録 年月日	年 月 日
免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失つた		年月日	
免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失つた		事由	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

氏名欄に記入してください

「 次の者は、 年 月 日 死亡し 失踪宣告を受け ましたので、 関係書類を添えて 届け出ます。」

「 次の者は、 年 月 日 死亡し 失踪宣告を受け ましたので、 関係書類に免許証 又は免許証明書を添えて届け出ます。」

二級 建築士名簿 木造 登録 番号	第 号	登 録 日	年 月 日
本 籍 地 の 都 道 府 県 名			

を

二級 建築士名簿 木造 登録 番号	第 号	登 録 日	年 月 日
-------------------	-----	-------	-------

に

を記入。

氏名欄に記入してください

「 次の者は、 年 月 日 後見開始 保佐開始 の審判を受けましたので、 関係書類を 添えて届け出ます。」

「 次の者は、 年 月 日 後見開始 保佐開始 の審判を受けましたので、 関係書類に 免許証又は免許証明書を添えて届け出ます。」

二級 建築士名簿 木造 登録 番号	第 号	登 録 日	年 月 日
本 籍 地 の 都 道 府 県 名			

を

二級 建築士名簿 木造 登録 番号	第 号	登 録 日	年 月 日
-------------------	-----	-------	-------

に

を記入。

氏名欄に記入してください

「 私は、 年 月 日 禁錮以上の刑に処せられ 建築士法の規定に違反して罰金の刑に処せられ 建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ ましたので、 届け出ます。」

を

「 私は、 年 月 日 禁錮以上の刑に処せられ
建築士法の規定に違反して罰金の刑に処せられ
建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ
ましたので、免許証又は免許証明書を添えて届け出ます。」

二級 木造 登録 番号	建築士名簿 の 第 号	登録 年月日	年 月 日
本 都 道	籍 地 府 県 の 名		

二級 木造 登録 番号	建築士名簿 の 第 号	登録 年月日	年 月 日
----------------------	-------------------	-----------	-------

改める。

別記様式第八号中

「 私は、 このたび 二級
木造 建築士の免許を取り消したいので、免許証を添えて次の
とおり申請します。」

「 私は、 このたび 二級
木造 建築士の免許を取り消したいので、免許証又は免許証明書
を添えて次のとおり申請します。」

二級 木造 登録 番号	建築士名簿 の 第 号	登録 年月日	年 月 日
本 都 道	籍 地 府 県 の 名		

二級 木造 登録 番号	建築士名簿 の 第 号	登録 年月日	年 月 日
----------------------	-------------------	-----------	-------

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二号、第六条、第九条から第十四条まで及び第十三条の改正規定、同条の次に十三条を加える改正規定（第十三条の十四に係る部分に限る。）、別記様式第一号から別記様式第二号の三までの改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに別記様式第四号から別記様式第八号までの改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十一年四月一日前にされた二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る二級建築士又は木造建築士の免許証（以下「免許証」という。）の交付、同日前にされた二級建築士名簿又は木造建築士名簿の登録事項変更届に係る免許証の書換え交付及び同日前にされた免許証の再交付の申請に係る免許証の再交付については、改正後の建築士法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の別記様式第二号及び別記様式第二号の二（以下「旧様式」という。）による免許証は、改正後の別記様式第二号及び別記様式第二号の二（以下「新様式」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に旧様式による免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、それぞれ新様式による免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の交付の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、新規則第六条第二項（新規則第十三条の十四の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による免許証又は免許証明書の書換え交付の申請とみなす。